

RDA の完成とこれからの目録

古川 肇 2010/11/13

RDA への軌跡

(1) 『英米目録規則』 への問題提起

2000年9月9日 「『英米目録規則』 に対する根本的批判の展望－電子資料の影響を中心に－」

(2) 部分的改訂の進行

2003年3月29日 「長期の改訂過程の中に立つ目録規則」

(3) 全面的改訂への発進

2004年4月17日 「『英米目録規則』 新版への論点」

(4) 全面的改訂の進行

2006年3月25日 「AACR3 第I部から RDA 第I部へ－記述規則の新しい構造の模索－」

(5) 改訂草案の完成

2009年6月27日 「RDA 全体草案に見る目録の諸問題」

(6) RDA の完成

2010年11月13日 「RDA の完成とこれからの目録」

目次：第1部 RDAの概要 – 第2部 RDAの批判的検討 – 終わりに これからの目録

第1部 RDAの概要 (★=発表者によるコメント)

RDA の構成

序 論 (第0章)

[第I部：実体の属性]

セクション 1 (第1~4章) : 体現形および個別資料の属性の記録

セクション 2 (第5~7章) : 著作および表現形の属性の記録

セクション 3 (第8~11章) : 個人・家族・団体の属性の記録

セクション 4 (第12~16章) : 概念・物・出来事・場所の属性の記録

[第II部：実体間の関連]

セクション 5 (第17章) : 著作・表現形・体現形・個別資料の間の主要な関連の記録

セクション 6 (第18~22章) : 資料と個人・家族・団体との関連の記録

セクション 7 (第23章) : 主題の関連の記録

セクション 8 (第24~28章) : 著作・表現形・体現形・個別資料の間の関連の記録

セクション 9 (第29~32章) : 個人・家族・団体の間の関連の記録

セクション10 (第33~37章) : 概念・物・出来事・場所の間の関連の記録

付 録

用語集

<第0章 序論>

0.0 目的と範囲 0.1 主要な特徴

- ・冒頭：「RDA は、データの形成に関する指針および指示（guidelines and instructions）を提供し、資料（resource）の発見（discovery）を支援する。」。
- ・RDA は、すべてのタイプのコンテンツと媒体を包括する規定を提供する。
- ・新しいデータベース構造（リレーショナル DB、オブジェクト指向 DB）のために設計されているが、過去のデータベース構造とも互換性をもつ。<参考>*RDA Database Implementation Scenarios* <<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/working2.html#ed-2>>

0.2 他の標準との関連－AACR などの伝統、AACR から派生した諸規定、ISBD、MARC21（両者およびダブリン・コアとは互換可能（付録 D と E））、*RDA/ONIX Framework for Resource Categorization* ほか。

0.3.2 FRBR との連携

- ・著作、表現形、体現形、個別資料という実体にかかわる属性および関連を反映する。
- ・資料の管理（保存等）に関する属性および関連は、当面は範囲外。将来は拡張されることがある。

0.3.3 FRAD との連携

- ・個人、家族、団体および場所という実体にかかわる属性および関連を反映する。
- ・FRBR に含まれず、FRAD で定義されている著作の付加的属性も範囲とする。
- ・名称、識別子、統制形アクセスポイントおよび規則という実体に関する属性は、選択的に範囲とする。
- ・概念、物および出来事に関する属性および関連、統制形アクセスポイント間の関連、権利管理に関する属性および関連は、当面は範囲外。将来は拡張されることがある。

0.4 記述とアクセスの目標（objectives）と原則（principles）－「利用者のニーズへの対応」等4項と「識別性」等9項。★目標と原則の区別は不明。

0.6 コア・エレメント一覧

0.9 例示－ISBD 区切り記号なしで示されるが一部に使用。ほかに AACR の区切り記号や、導入句（introductory phrase）としての関連指示子（付録 J）を使用。

0.10 国際化

- ・国際的な状況で使われることを意図している。★ISBD と対照的に、ラテン語の使用を止め英語で表示（例：*publisher not identified*）⇒ 英語圏以外の目録作成機関は、自らの言語や文字に置き換える。★現 NCR と整合。
- ・特定の要素（リストあり）－情報源に現われる言語および文字によって転記。ただし、記録できない文字の場合は翻字形で記録するか、翻字形を付加することを許容する。他の要素－作成機関が優先する言語および文字によって記録する。

[第 I 部：実体の属性]

<セクション1 第1章 体現形と個別資料の属性の記録に関する一般的指針>

1.0 Scope 1.1 Terminology 1.2 Functional Objectives and Principles 1.3 Core Elements
1.4 Language and Script 1.5 Type of Description 1.6 Changes Requiring a New Description
1.7 Transcription 1.8 Numbers Expressed as Numerals or as Words 1.9 Dates 1.10 Notes

1.1.2 resource—第2-4章では通常は体現形を指すが、個別資料を指すこともある。また個々の実体だけでなく、集合的実体 (aggregates) や実体の構成部分と読むべき箇所もある。さらに触知される (tangible) 実体も触知されない実体もある。第19-22章では著作・表現形・体現形・個別資料を指す (18.1.3)。★曖昧と非難する理由はないように思われる。

1.1.3 刊行形態 Mode of Issuance ★継続資料 (continuing resource) の概念は放棄。cf. ISBD
• resource issued as a single unit—“The term resource issued as a single unit refers to a resource that is issued either as a single physical unit (e.g., as a single-volume monograph) or, in the case of an intangible resource, as a single logical unit* (e.g., as a PDF file mounted on the Web)”. *A constituent of an intangible resource, such as a digital file. (用語集)
• multipart monograph—複数の部分で完結またはその予定 (一挙刊行または一定期間継続)
• serial—★AACR2 2002年版にほぼ同じ。
• integrating resource—★期限が限定されているものといないものの双方を含む。

1.5 記述タイプ Type of Description

全体記述 (comprehensive description)、部分記述 (analytical d.)、階層的記述 (hierarchical d.)

1.6 新たな記述が必要な変化—★詳細は略するがAACR2にはない規定。ISBD(CR)に初出。

1.7.9 誤表示 (Inaccuracies)—指示がない限り情報源に表わされているままに記録する。識別やアクセスに重要と思われるときは、誤表示を正す注記。

★sicやi.e. は使用しない。←→ NCR

• 2.3.1.4 Exceptions—逐次刊行物と更新資料の本タイトルに関しては正確な形を記録する (= AACR2 2002 年版)。ありのままの形を注記する (2.20.2.4)。
• 2.3.6.1—訂正したタイトルを異形タイトル (従来のを見よ参照) とする。
• 3.4.5.5—ありのままのページ数、that is、正しいページ数の順に記録する。

<第 2 章 体現形と個別資料の識別>

①2.0 Purpose and Scope

②2.1 Basis for Identification of the Resource 2.2 Sources of Information

③2.3 Title 2.4 Statement of Responsibility 2.5 Edition Statement 2.6 Numbering of Serials

2.7 Production Statement 2.8 Publication Statement 2.9 Distribution Statement

2.10 Manufacture Statement 2.11 Copyright Date 2.12 Series Statement 2.13 Mode of

Issuance 2.14 Frequency 2.15 Identifier for the Manifestation 2.16 Preferred Citation

2.17 Custodial History 2.18 Immediate Source of Acquisition 2.19 Identifier for the Item

2.20 Note

★ label (ラベル情報) + 刊行形態 + 刊行頻度 + 注記ほか。旧案における個別資料に関する独立の章は廃止。

2.0 目的と対象範囲・・・本章のコア・エレメントだけでは識別が不十分な場合は、本章もしくは第3章と第4章から必要なだけエレメントを加える。

2.1 資料の識別の基盤

2.1.2 全体記述

- ・単一の単位で構成される資料 (例：冊子体印刷資料 1 冊) - 資料全体を特定できる情報源を一つ選択する。資料全体を特定できる情報源が存在しない場合は、個別の内容を特定できる情報源を集めて、集合的信息源とみなす。
- ・複数の単位で構成される資料 (例：逐次刊行物) - 初巻または初号を同定できる情報源など。
- ・更新資料 - 資料全体の最新の状態を同定できる情報源。

2.1.3 部分記述

- ・単一の部分 (例：雑誌の一記事、1 巻に含まれる 3 話のうちの 1 話、多巻ものの 1 冊、独自のタイトルをもつ専門誌の 1 巻) - その部分を同定できる情報源。
- ・複数の部分 (例：多巻もののうちの 2 巻で 1 つのタイトルを構成) - 2.1.2.3 に従う。
- ・更新資料 (例：セットもののルーズリーフ資料の 1 冊、セクションごとに更新される Web の一部分) - その部分の最新の状態を同定できる情報源。

2.2 情報源

★角括弧を使用して補記する場合に関する規定がない。

2.2.2 優先情報源 (優先的に選択する情報源)

- ・一般的指針 - 資料の一部を形成する source を、記述の型と資料の表示フォーマットに応じて適切な優先情報源として使用する (2.2.2.1)。
- ・具体的には、全資料を① 1 以上のページ・枚・シート・カードから成る資料 (またはその画像)、② 動画資料、③ その他の資料に三分して規定 (2.2.2.2/2.4)。
- ・複数の優先情報源がある場合は、原則として最初に現れる情報源 (2.2.3)。
- ・必要な情報が資料自身から得られない場合は、付属資料など (2.2.4)。

2.3.2.9 総合タイトルのない資料 - 各部分の本タイトルを出現順に記録する。別法：目録作成機関が devised title を与える。

2.4.1.5 2 以上の名から成る (naming more than one person, etc.) 責任表示 - その中の個人等の役割の異同と関係なく、単一の表示として記録する。別法 (optional omission)：単一の責任表示が 4 以上の同一の役割または同一の程度の責任を有する名から成る場合は、各グループの最初を除いてすべて省略する。例：Roger Colbourne [and six others]

2.5 版表示 ★AACR2 2002年版に続いてRDAも、ISBD(ER)(1997)の、異版とみなさない相異に関する規定を採用しなかった。版の識別に関して記述の領域では転記の原則に立ち、書誌レコードの増大は、著作や表現形の統制形アクセスポイントによる括りで対処する方針か。ただし1.6に「新たな記述が必要な変化」がある。

2.7/2.11 制作表示 (production statement)、出版表示 (publication s.)、頒布表示 (distribution s.)、製作表示 (manufacture s.)、出版登録年の各々がエレメント。

- ・ 出版者名の記録－転記した名称が虚構であることが知られているか明確にする必要があるときは、注記する (2.8.4.3)。
- ・ 出版年不明のときは、頒布年、著作権登録年、製作年の優先順位で代替の年を記録する。製作年－A date of manufacture is a date associated with the printing, duplicating, casting, etc., of a resource in a published form. (2.10.6.1)
- ・ 近似した年も決定できないときは *date of publication not identified*と記録する (2.8.6.6)。
- ・ 非刊行形態のときは制作年を記録する。制作年－A date of production is a date associated with the inscription, fabrication, construction, etc., of a resource in an unpublished form. (2.7.6.1)
- ・ 出版登録年－©やcopyrightなどの後に記録する (2.11)。

2.12 シリーズ表示 ★長年の欠点を継承。

2.19 Identifier for the Item ←旧案第3章

<第3章 キャリアの記述>

- ①3.0 Purpose and scope 3.1 General guidelines on describing carriers
- ②3.2 Media type 3.3 Carrier type
- ③3.4 Extent 3.5 Dimensions 3.6 Base material 3.7 Applied material 3.8 Mount
3.9 Production method 3.10 Generation 3.11 Layout 3.12 Book format 3.13 Font size
3.14 Polarity 3.15 Reduction ratio 3.16 Sound characteristics 3.17 Projection characteristics of motion picture film 3.18 Video characteristics 3.19 Digital file characteristics 3.20 Equipment and system requirements
- ④3.21 Item-specific carrier characteristics
- ⑤3.22 Note

- ・ 2以上のキャリアから成る資料は3方式から選択 (3.1.4.1/4.3)。
- ・ **3.2 Media type**－用語は8種で、読み取りあるいは視聴のための媒介機器によって区分されている (機器を使用しない資料には *unmediated* を当てる)。
- ・ **3.3 Carrier type**－メディア種別を記録媒体のフォーマット (format of the storage medium) と、キャリアの収納形態 (housing of a carrier) により細分。
- ・ **3.4 Extent**－原則はユニット数とキャリア種別の組み合わせで記録。地図・楽譜・静止画・テキスト・三次元資料については別途に規定。完結した逐次刊行物の冊数は、物理的な冊数ではなく書誌的冊数を記録する (3.4.5.16)。

- ・ **3.5 Dimensions**—キャリア種別とはやや異なる区分により形態ごとに規定。地図・静止画は別途に規定。
- ・ **3.6/3.20**—多種のエレメントを列挙。随所に長ささまざまな用語のリストを用意。base material と applied material は、AACR2 の第 4 章の規定中の単語や例示からエレメント化。3.20 は電子資料に限定されない。
- ・ **3.21 Item-specific carrier characteristics**—例：Library's copy has errata sheets inserted

＜セクション 2 第 5 章 **著作と表現形の属性の記録に関する一般的指針**＞

5.0 範囲—主として著作と表現形を表現する典拠形アクセスポイントおよび異形アクセスポイントの構築に関する指針を提供する。★preferred access point (全体草案) ⇒ authorized access point (本版)

5.1 用語—著作と表現形は、個別の実体だけでなくそのような実体の「集合的実体や構成体をも含む。」

5.5 著作および表現形を表現する典拠形アクセスポイント

著作または表現形を表現するために典拠形アクセスポイントを構成するときは、著作に対する優先タイトルを基礎とする。

著作を表現する典拠形アクセスポイントは、次のものをこの順に結合する。

- a) 著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイント
- b) 著作に対する優先タイトル

[5.7/5.9 カタログー向けの条項]

5.7 識別の状態—fully established > provisional > preliminary

5.9 カタログーの注記—本章、第 8、24、29 章に存在する。目録作業を補助する注記。

例：Not to be confused with the quarterly journal of the same title issued by the same publisher

＜第 6 章 **著作と表現形の識別**＞

第 6、9-11 章は共通の構造をもつ。最も簡単な第 10 章を例にとると、大きく次の 3 つの部分から成る。①家族の名称、②それへの付加要素など、③名称と付加要素による典拠形アクセスポイントの合成。さらに①は優先する名称と異形の名称に分かれ、②は典拠形アクセスポイントと典拠レコードの双方に属する要素、および専ら典拠レコードに属する要素(枠内)に分かれ、③は典拠形アクセスポイントと異形アクセスポイントに分かれる。

・第 6 章の構成は、基本は上記の諸章と同じでも結果は複雑である。範囲が著作・表現形の双方にわたり、かつ著作を表現する典拠形アクセスポイントは、(1)著作に責任をもつ個人等に対する典拠形アクセスポイント、(2)本体、(3)付加要素などより成るからである。

・ **6.2.2.1/1.10** 表には省略したが、AACR2 第 25 章の基幹部分に相当する。

・著作を表現する典拠形アクセスポイントは、(1) 6.2.2 によって優先タイトルを確定した後、(2) 6.27.1.1/1.8 によって著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントを冠し、この 2 要素だけでは識別しがたい場合にのみ (3) 6.27.1.9 によって付加要素を加える (6.27.1.1)。例：Conneticut Commission on Children⁽²⁾. Annual report⁽¹⁾. (1999)⁽³⁾

⑥.2 Title of the Work

6.2.2 Preferred Title for the Work 6.2.3 Variant Title for the Work

⑥.3/6.14] Other Identifying Attributes

< 著作 >

6.3 Form of Work (注 : 6.27.1.9 a) を参照) 6.4 Date of Work (6.27.1.9 b) を参照) 6.5 Place of Origin of the Work (6.27.1.9 c) を参照) 6.6 Other Distinguishing Characteristic of the Work (6.27.1.9 d) を参照) 6.7 History of the Work 6.8 Identifier for the Work

< 表現形 >

6.9 Content Type (6.27.3 a) を参照) 6.10 Date of Expression (6.27.3 b) を参照) 6.11 Language of Expression (6.27.3 c) を参照) 6.12 Other Distinguishing Characteristic of the Expression (6.27.3 d) を参照) 6.13 Identifier for the Expression
6.14/6.26 [音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達]

⑥.27 Constructing Access Points to Represent Works and Expressions

< 著作 >

6.27.1 Authorized Access Point Representing a Work

[=Authorized Access Point representing the person, family or corporate body + preferred title for the work + additions]

6.27.1.1/1.8 [優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典型アクセスポイントの選択] 下線部 ←AACR2 第21章

6.27.1.1 General Guidelines on Constructing Authorized Access Points Representing Works

6.27.1.2 Works Created by One Person, Family, or Corporate Body 6.27.1.3 Collaborative

Works 6.27.1.4 Compilations of Works by Different Persons, Families, or Corporate Bodies

6.27.1.5 Adaptations and Revisions 6.27.1.6 Commentary, Annotations, Illustrative Content,

etc., Added to a Previously Existing Work 6.27.1.7 Different Identities for an Individual

Responsible for a Work 6.27.1.8 Works of Uncertain or Unknown Origin

6.27.1.9 Additions to Access Points Representing Works

a) a term indicating the form of work b) the date of the work c) the place of origin of the work and/or d) a term indicating another distinguishing characteristic of the work

6.27.2 Authorized Access Point Representing a Part or Parts of a Work

< 表現形 >

6.27.3 Authorized Access Point Representing an Expression

a) a term indicating content type b) the date of the expression c) a term indicating the language of the expression and/or d) a term indicating another distinguishing characteristic of the expression (注 : Authorized Access Point Representing a Workに付加)

6.27.4 Variant Access Point Representing a Work or Expression

6.28/6.31 [音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達]

- ・ 6.9 内容種別—表現形の一要素。伝達手段、感覚、像の次元、像の動不動により区分。
- ★刊行形態区分+メディア・キャリア・内容種別 = 資料のカテゴリー化エレメント。
- ・ **6.27.1.1/1.8** AACR2第21章を継承する「入れ子」である（ただし AACR2の21.1B（団体のもとの記入）のみ19.2.1.1.1）が、大幅に簡素化された。(1)共同著作（6.27.1.3）に関しては、AACR2における「責任性の分担されている著作」（21.6）と「責任性の混合した著作」（21.8）の区別を止め、著者3と4以上との境界も廃されて、著者が2以上であればすべてもっとも重要な著者または最初の著者を選択する、との趣旨である。なお著者全員を掲げる別法が提示されている。例：Gumbley, Warren, 1962- ; Johns, Dilys; Law, Garry. Management of wetland archaeological sites in New Zealand (2)異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂資料 (compilations) (6.27.1.4)におけるcompilationsとは、例示を通覧するとAACR2 21.7での合集 (collection) と編者の指揮のもとに作成された著作 (works produced under editorial direction) とを統合した用語、と推測される。ただし用語集には見当たらない（一方 collectionも消えている）。なお、総合タイトルを欠く場合は、内容著作ごとに別々のアクセスポイントを付与するが、総合タイトルを作成してもよいとする。
- ・ **6.27.3** 表現形を表現する典拠形アクセスポイントは、著作を表現する典拠形アクセスポイントに表現形固有のエレメントを付加して作成する。例：Brunhoff, Jean de, 1899-1937. Babar en famille. [ここまでの著作を表現する典拠形アクセスポイント。以下が表現形のエレメント] English. Spoken word.
- ・ **6.14/6.26**と**6.28/6.31**の音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達—6.14/6.26のなかは、6.14/18（音楽作品）、6.19/22（法律著作）、6.23/25（宗教著作）、6.26（公式通達）と区分され、資料別に上掲の表の①と②を、6.28/6.31はやはり資料別に③を扱う。

＜第7章 内容の記述＞

- ①7.0 Purpose and scope 7.1 General guidelines on describing content
- ②7.2 Nature of the content 7.3 Coverage of the content 7.4 Coordinates of cartographic content 7.5 Equinox 7.6 Epoch 7.7 Intended audience 7.8 System of organization 7.9 Dissertation or thesis information
- ③7.10 Summarization of the content 7.11 Place and date of capture 7.12 Language of the content 7.13 Form of notation 7.14 Accessibility content 7.15 Illustrative content 7.16 Supplementary content 7.17 Colour content 7.18 Sound content 7.19 Aspect ratio 7.20 Format of notated music 7.21 Medium of performance of musical content 7.22 Duration 7.23 Performer, narrator, and/or presenter 7.24 Artistic and/or technical credit 7.25 Scale 7.26 Projection of cartographic content 7.27 Other details of cartographic content 7.28 Award

- ★AACR2における注記等のエレメント化が顕著。例：7.9 ←AACR21.7.B3。
- ★②著作と③表現形に二分できるのではないか。7.17 ←RDA 旧案第3章から移動。7.23 ←AACR2の注記。7.25 地図資料に限らない (cf.3.20)。7.28 著作と表現形に共通。

< 第9章 個人の識別 >

④9.2 Name of the Person

9.2.2 Preferred Name for the Person 9.2.3 Variant Name for the Person

②9.3/9.18 [Other Identifying Attributes]

9.3 Date Associated with the Person (注：9.19.1.3と9.19.1.5を参照) 9.4 Title of the Person (9.19.1.2を参照) 9.5 Fuller Form of Name (9.19.1.4を参照) 9.6 Other Designation Associated with the Person (9.19.1.2を参照) 9.7 **Gender** 9.8 **Place of Birth** 9.9 **Place of Death** 9.10 **Country Associated with the Person** 9.11 **Place of Residence** 9.12 **Address of the Person** 9.13 **Affiliation** 9.14 **Language of the Person** 9.15 Field of Activity of the Person (9.19.1.7を参照) 9.16 Profession or Occupation (9.19.1.6を参照) 9.17 **Biographical Information** 9.18 **Identifier for the Person**

③9.19 Constructing Access Points to Represent Persons

9.19.1 Authorized Access Point Representing a Person

[=Preferred Name for the Person + additions]

<9.19.1.2/1.7 Additions to Access Points Representing Persons >

9.19.1.2 Title or Other Designation Associated with the Person 9.19.1.3 Date of Birth and/or Death 9.19.1.4 Fuller Form of Name 9.19.1.5 Period of Activity 9.19.1.6 Profession or Occupation 9.19.1.7 Field of Activity of the Person

9.19.2 Variant Access Point Representing a Person

< 第10章 家族の識別 >

★家族の独立の意義－アーカイブズ界との相互利用性の向上、件名標目としての家族名への支配、マークフォーマットとの調整。例：Yan (Family : China) ★兄弟等は依然共著者。

④10.2 Name of the Family

10.2.2 Preferred Name for the Family 10.2.3 Variant Name for the Family

②10.3/10.9 Other Identifying Attributes

10.3 Type of Family (注：10.10.1.2を参照) 10.4 Date Associated with the Family (10.10.1.3を参照) 10.5 Place Associated with the Family (10.10.1.4を参照) 10.6 Prominent Member of the Family (10.10.1.5を参照) 10.7 **Hereditary Title** 10.8 **Family History** 10.9 **Identifier for the Family**

③10.10 Constructing Access Points to Represent Families

10.10.1 Authorized Access Point Representing a Family

[=Preferred Name for the Family + additions]

<10.10.1.2/1.5 Additions to Access Points Representing Families >

10.10.1.2 Type of Family 10.10.1.3 Date Associated with the Family 10.10.1.4 Place Associated with the Family 10.10.1.5 Prominent Member of the Family

10.10.2 Variant Access Point Representing a Family

<第11章 団体の識別>

①11.2 Name of the Corporate Body

11.2.2 Preferred Name for the Corporate Body 11.2.3 Variant Name for the Corporate Body

②11.3/11.11 [Other Identifying Attributes]

11.3 Place Associated with the Corporate Body (注：11.12.1.3を参照) 11.4 Date Associated with the Corporate Body (11.12.1.5を参照) 11.5 Associated Institution (11.12.1.4を参照)

11.6 Number of a Conference, Etc. 11.7 Other Designation Associated with the Corporate Body (11.12.1.7を参照) 11.8 Language of the Corporate Body 11.9 Address of the Corporate

Body 11.10 Field of Activity of the Corporate Body 11.11 Corporate History 11.12 Identifier for the Corporate Body

③11.13 Constructing Access Points to Represent Corporate Bodies

11.13.1 Authorized Access Point Representing a Corporate Body

[=Preferred Name for the Corporate Body + additions]

<11.13.1.2/1.8 Additions to Access Points Representing Corporate bodies>

11.13.1.2 Addition to a Name not Conveying the Idea of a Corporate Body 11.13.1.3 Place Associated with the Body 11.13.1.4 Associated Institution 11.13.1.5 Date Associated with the Body 11.13.1.6 Type of Jurisdiction 11.13.1.7 Other Designation Associated with the Body 11.13.1.8 Number, Date, and Location of a Conference, etc.

11.13.2 Variant Access Point Representing a Corporate Body

<セクション4 第16章 地名の識別>

①16.2 Name of the Place

16.2.2 Preferred Name for the Place 16.2.3 Variant Name for the Place

②16.3/16.5 [Other Identifying Attributes]

16.3 Coordinates 16.4 Other Geographical Information 16.5 Identifier for the Place

③16.6 Constructing Access Points to Represent Places

16.6.1 Authorized Access Point for the Place 16.6.2 Variant Access Point for the Place

[第II部：実体間の関連]

以下のように要約できる。セクション5：資料相互 (FRBR第1G) の縦(WEMI)の関連 セクション6：資料と行為主体 (第2G) の関連 セクション8：資料相互の横の関連 セクション9：行為主体相互の関連

<セクション5：著作・表現形・体现形・個別資料の間の主要な関連の記録 (第17章のみ) >

17.3 コア・エレメント—複数の著作 (表現形) が当該体现形に具体化されているときには、主要なまたは最初の著作 (表現形) のみをコア・エレメントとする。

17.4.1 種類－著作と表現形・表現形と体现形・体现形と個別資料の各関連のほか、表現形を介さない、著作と体现形の直接の関連の記録（17.7と17.8）もある。

17.4.2 記録方式

17.4.2.1/4.2.2 関連先のWEMIの識別子（例：ISBN）の記録、関連先の著作または表現形を表現する典拠形アクセスポイント（例：United States. Constitution of the United States. Lao）の記録。関連識別子はない。

17.4.2.3 記述の合成

例：Babylon and golden city : representations of London in Black and Asian British novels since the 1990s / Susanne Cuevas. — Heidelberg : Universitätsverlag Winter, ©2008. — Thesis (doctoral)—Technische Universität Dresden, 2007

17.5 Expression of Work ←→ 17.6 Work Expressed

17.7 Manifestation of Work ←→ 17.8 Work Manifested

17.9 Manifestation of Expression ←→ 17.10 Expression Manifested

17.11 Exemplar of Manifestation ←→ 17.12 Manifestation Exemplified

<セクション6：資料と個人・家族・団体との関連の記録（第18～22章）と付録 I>

18.3 コア・エレメント－creator（複数のときは主要なまたは最初のもののみ）、および著作と結びついたcreator以外の個人・家族・団体（著作を表現する典拠形アクセスポイントを構成する場合）

- ・記録方式は、関連先の個人・家族・団体の識別子および（または）典拠形アクセスポイント（と関連識別子（付録 I）の組み合わせ）。
- ・第19章「著作と結びついた個人・家族・団体」－creator（19.2）とそれ以外（19.3）に二分。★creatorは、従来の基本記入標目、およびそれと対等に内容に関して第一次的に責任を有する共著者などに相当する。
- ・第20章「表現形と結びついた個人・家族・団体」－contributorのみ。第21章「体现形と結びついた個人・家族・団体」－producer、publisher、distributor、manufacturer、その他。第22章「個別資料と結びついた個人・家族・団体」－owner、custodian、その他。
- ・付録 I－複数使用可（18.5.1.3）。←AACR2 21.0D designation of function（4種のみ）

著作と結びついた個人・家族・団体 例：*author*

表現形と結びついた個人・家族・団体 例：*editor*

体现形と結びついた個人・家族・団体 例：*book designer*

個別資料と結びついた個人・家族・団体 例：*current owner*

<セクション8：著作・表現形・体现形・個別資料の間の関連の記録（第24～28章）と付録 J>

★著作相互・表現形相互・体现形相互・個別資料相互の関連を規定。

- ・記録方式－関連先のWEMIに対する識別子（ISBNなど）・関連先の著作（表現形）を表現する典拠形アクセスポイント・関連先のWEMIの記述（構造記述、非構造記述）のどれか（と関連識別子（付録 J）の組み合わせ）（非構造記述を除く）。

・記述の例：*Facsimile of: 2nd edition, revised.—London : Routledge, 1877 (構造記述)*、*Filmed with three other titles* (非構造記述)

・付録 J—第25-28章に対応かつ本文以上に細分。関連識別子の多くは導入句。

ある著作と関連する著作—派生 (例：*digest of (work)*)、記述 (例：*commentary on (work)*)、全体・部分 (例：*in series (work)*)、付随 (例：*appendix (work)*)、連続 (例：*continues (work)*) ★著作相互の関連には *superwork (bibliographic family)* の概念が必要、との意見あり。

ある表現形と関連する表現形—派生、記述、全体・部分、付随、連続

ある表現形と関連する表現形—等価 (例：*reprint of*)、記述、全体・部分、付随

ある個別資料と関連する個別資料—等価、記述、全体・部分、付随

★記述、全体・部分、付随—WEMI の各々。

派生、連続—著作と表現形のみ。

等価—表現形と個別資料のみ。★カラーの原資料とモノクロームの複製の間や、原資料とそれを拡大縮小した複製の間は、等価に該当するかしないか？ cf. 第7章

★表現形間の全体・部分の関連が、NCRの書誌階層構造に当たると推測される。

Contains: v. 1. Status, distribution, and taxonomy (xvii, 848 pages : 1 map) — v. 2. Field guide (xvii, 740 pages, 96 leaves of plates : illustrations (some coloured), maps (1 coloured))

Resource described: The birds of Ecuador (中略) A two-volume set

Contained in: The New Yorker. — Volume 73, number 31 (October 13, 1997)

Resource described: Brokeback Mountain / by Annie Proulx. — pages 74–80, 82–85

<セクション9：個人・家族・団体の間の関連の記録 (第29～32章) と付録 K>

★同一個人の本名と筆名の間関連や、同一団体の新旧名称の間関連などを含む。コア・エレメントなし

・記録方式は、関連先の個人・家族・団体の識別子および (または) 典拠形アクセスポイント (と関連識別子 (付録 K) の組み合わせ)。

・付録 K—例：*alternate identity*、*real identity*、*predecessor*、*successor*

<付 録> **D.** 記述データのためのレコード構文—ISBD 統合予備版・MARC 21 (書誌)・ダブリンコアと RDA との対照表 (マッピング)。★AACR2 第13章の IN 分出を含む。

E. アクセスポイント管理のためのレコード構文—AACR2・MARC 21 (典拠) と RDA と対照表。**F.** 個人名に対する付加的指示 ←AACR2 22.21/22.28「特定言語の名前のための特別規則」など **I./L.** 関連識別子 (L は未完)

<用 語> ★ボキャブラリーの定義に関する DCMI/RDA 作業グループ (2007.4-) による、ダブリン・コアや W3C のセマンティック・ウェブとの共用を目指す協議を踏まえて、jargon (仲間言葉) からの脱却を図っている。

第2部 RDAの批判的検討

A. 評価できる点

1. タイトル標目をほかの標目と対等の地位に引き上げた。
2. 粒度について不十分ながら規定した。
3. 資料の多様化への対応に努めている。
4. 注記を多くエレメント化し機械可読性の向上を図った。
5. 記述に用いる用語を多くの箇所でリスト化し、規格化の向上や作業の効率化を図った。
6. 優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイント（基本記入標目に相当）の選択に関する規定（6.27.1.1/1.8）は、AACR2第21章を合理的に簡素化している。
7. 従来の相互参照を関連へ脱皮させ、それについて体系的・包括的に規定した。
8. 継続性を確保した。一体現形が書誌レコードの基盤（表現形を基盤とする案は不採用）、creatorが main entry を継承。
9. ダブリン・コアとの調整を行った。

B. 問題点または疑問

1. 粒度に関する規定が不十分。
 - ・ NCRにおける基礎レベルに相当する概念が不在。
 - ・ 単行レベルの記録中心の規定であることに自覚的でない。－例えばシリーズ表示の規定（2.12）が一般化されていない。「上位レベルに関する表示」とすべきか。
cf. NCR「単行レベルの記録は以下の各章（第13章を除く）の規定による。」（1.0.2.3B）
cf. ISBD 統合版 2010年草案：The series area is used when the resource being described belongs to a **larger bibliographic resource: series, subseries or multipart monographic resource.**
<参考> 「「シリーズに関する事項」との名称を包括的なものに改める必要がある。「上位書誌レベルに関する事項」としてはどうか。」古川肇、志保田務「『日本目録規則 1987年版改訂版』への意見と提案」整理技術研究 40: 5(1998.7)
 - ・ 関連規定と例示が単純なイメージ（部分記述が単一階層、降順または昇順一方）に基づいていて、複雑な実態に対処できていない。部分記述は1階層とは限らない。 <参考> 「複数レベルの構成単位のうちのどれかを記述の本体とした場合、それ〔以外〕の構成単位をどの〔ように〕記録するのか、NCRにはその規定がない。」古川肇、志保田務「続『日本目録規則 1987年版改訂版』への意見と提案（上）」整理技術研究 41: 15(1999.7) ★MARC フォーマットから XML へ移行すべきでは。
 - ・ 規定が不均衡である。－上位については、シリーズ表示（2.12）と関連（第27章＋付録J）が用意されているのに、下位については、関連のみでしかも非コア・エレメント。
2. 構成に難点が多い。
 - ・ 複雑な構成なのに見出し、インデント、番号付けなどの表示が不足。例：第6章

- ・ [第Ⅰ部]と[第Ⅱ部]の接合が不十分。例：6.27.1と19.2。後者の団体を選択する規定は第6章へ移すべき。
- ・ [第Ⅱ部]と付録の接合が不十分。例：第25-28章と付録J（本文より付録が詳細）。
- ・ 章の区分をユーザー・タスクと対応させたのは図式的。－第2章と識別のタスク、第3章と選択・識別のタスク、第6章と識別のタスク、第7章と選択・識別のタスク。
- ・ 音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達に関する規定は、第6章末尾へ集中すべき。

3. その他

- ・ 第0章が平板かつ不十分。以下の諸点に言及していない。範囲が書誌レコードにとどまらず典拠レコードにも及ぶ。AACR2との継続性が確保された。ダブリン・コアとの調整が行われた。
- ・ 目標 (objectives) と原則 (principles) に関して、0.4 と 1.2 とが同工異曲で不透明。
- ・ エレメント別に入力した後で、常に復元が可能か。
cf. ISBD統合版2010年草案中の例: **Symphony no. 4 in A major, op. 90 : Italian / Mendelssohn. Symphony in C major / Bizet ; both works performed by National Philharmonic Orchestra ; Leopold Stokowski**
- ・ 属性の記録と転記の原則とは、相容れないのではないか（誤謬の扱いなど）。
- ・ 責任表示は、すべて体现形の属性ではないのか。演奏・演技者表示のみ表現形のエレメント (7.23) であるのは奇異。
- ・ AACR2の資料種別で特化できないものがある (manuscript)。手稿に楽譜・静止画像を含めて「自筆 (肉筆)」の相が必要では。
- ・ 同一著者の著作で、合集の総合タイトルが単一著作のタイトルと同じ場合の、両者の識別に関する規定がない。
- ・ 優先タイトルに冠する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントに、固有の名称を与えるべきであった。creatorで良いのではないか (18.3の下線部は首肯しがたく、したがってコア・エレメントはcreatorのみとすべき)。 cf. work identifier (Marth M. Yee)

18.3 Core Elements

When recording relationships between a resource and persons, families, and corporate bodies associated with that resource, include as a minimum all of the following elements listed below that are applicable and readily ascertainable.

- Creator (if more than one, only the creator having principal responsibility named first in resources embodying the work or in reference sources is required; if principal responsibility is not indicated, only the first-named creator is required)
 - Other person, family, or corporate body associated with a work (if the access point representing that person, family, or corporate body is used to construct the authorized access point representing the work)
- ・ 他コミュニティとの汎用ツールとなり得るかについては、図書館界外からの評価が必要。

C. 総合評価

・前提：評価の個人的尺度

1. 筆者のあるべき目録に関する構想の核心は、①構成部分の記録（ひいては著作を対象とする記録）の作成、②それへの著者基本記入標目（とそれ以外の標目）の付与、および③それを手がかりとする書誌的関連の表現である。（2000.7）
 2. 目録および目録規則の構造の緊密化 —実体間関連づけ手法の強化—（2000.10.28）
- ・総評：タイトル標目の統一標目化の推進と、関連の規定の整備によって、目録の構造の緊密化を図ろうとする点で、将来の目録への正しい方向性を示している。

終わりに これからの目録 —著作を検索できる目録—

0. 難点

1) 作業量の多さ、2) 著作の認定の困難さ、3) 関係の認定の困難さ、4) 記述対象とする著作の限定の困難さ。（古川肇 1990年6月24日整理技術研究グループの例会、「構成部分の記述」整理技術研究集録 1:9 (1993.3) <http://www.tezuka-gu.ac.jp/public/seiken/pub/shuroku1hurukawa.pdf>）

1. 「理想」としての著作に対する典拠形アクセスポイント
2. 「代替」としての関連
3. 「必須」としての内容細目

<参考文献>丸山昭二郎「著者と、著作と、目録法をめぐって—著作典拠システムへの提言—」書誌索引展望 6: 1-4(1982.5)、岩下康夫「“著作単位”“書誌単位”と“書誌階層”」図書館界 38(3):148-154 (1986.9)、古川肇「目録の構造に関する試論」資料組織化研究 44: 1-9 (2001.7)